

○総務省告示第四百七十六号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から施行する。
平成二十五年十二月二十五日

総務大臣 新藤 義孝

第1の3の2の表4の項中「1周波数」の次に「（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であつて、同条第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）」を加へ、同表5の項中「原則として」を挿入し、「全ての周波数」の次に「（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であつて、同条第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）」を加へ、同表6の項中「原則として」を挿入し、「全ての周波数」の次に「（設備規則第49条の6の9、第49条の28又は第49条の29に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）」を加へる。